

平成 25 年度事業報告

第 1 はじめに

平成 25 年度は、公益法人への移行初年度として公益目的事業及び相互扶助事業を積極的に推進して大きな成果を挙げた。

特に、甚大な被害をもたらした台風 18 号に係る支援事業では、日常業務に優先して呼応した多数の会員関係者とともに、広範な被災地からの支援要請に緊急出動して災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を完遂し、関係自治体、関係者等から感謝の意が寄せられた。

また、作業現場における労働災害事故の未然防止に資するため、関係機関と連携して車両系建設機械の規制強化に対応した協会独自の特例講習会を開催し、技能の向上と資格付与に貢献した。

第 2 公益目的事業の推進

1 適正処理推進事業

(1) 廃棄物の不適正処理防止パトロール事業

廃棄物の不法投棄及び野焼き行為等不適正処理を防止し、生活環境の保全及び快適な府民生活の実現等に貢献するため、京都府内全域にわたる不適正処理防止パトロールを実施して、廃棄物の不適正事案の実態を把握するとともに、パトロール中に発見した不適正処理事案の概要を記録化して行政当局に情報提供した。

なお、平成 25 年度中に実施した不適正処理防止パトロール事業は、下表のとおり、実施回数は延べ 14 回、出動委員は延べ 42 人、行政当局に通報した不適正処理事案の件数は計 83 件（箇所）である。

(件)

区分	(班編成)	京都市	乙訓・山城北	山城南	南 丹	中丹西	中丹東	丹 後
第 1 回目の通報件数		5	5	7	7	8	5	6
通 報 内 容	不法投棄等	0	2	3	1	4	2	6
	不適正保管等	5	3	4	6	4	3	0
第 2 回目の通報件数		3	3	6	7	5	10	6
通 報 内 容	不法投棄等	1	0	2	3	5	1	0
	不適正保管等	2	3	4	4	0	9	6
合 計 83 件		8	8	13	14	13	15	12

(2) 産業廃棄物管理票普及促進事業

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止と産業廃棄物排出事業者責任による適正処理に向け、廃棄物処理法に定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の普及促進を図るため、当協会独自の広報啓発用チラシを作成活用して産業廃棄物管理票頒布、廃棄物の不適正処理防止パトロール及び教育研修等を通じて産業廃棄物管理票の普及促進を積極的に推進した。

ア 産業廃棄物管理票普及状況 (部)

区 分		普及部数
普及 促進 状況	直行単票	106,400
	直行連続票	137,500
	積替保管単票	10,100
	積替保管連続票	11,000
	建設系単票	245,900
	建設系連続票	121,000
普及合計		631,900

イ 管理票普及先の会員及び非会員別 (部)

区分	協会事務所	南部支部	北部支部	合計
会員	131,500	4,200	11,000	146,700
非会員	434,900	21,900	28,400	485,200
合計	566,400	26,100	39,400	631,900

ウ 非会員の業種別内訳 (部)

区分	協会事務所	南部支部	北部支部	合計
建設業	287,200	14,700	21,800	323,700
廃棄物処理業者	93,900	5,800	500	100,200
製造業	15,100	700	1,700	17,500
自治体	7,200	0	0	7,200
医療・福祉関係者	4,800	0	500	5,300
その他	26,700	700	3,900	31,300
合計	434,900	21,900	28,400	485,200

エ 電子情報組織（電子マニフェスト）の加入促進状況 (件)

区分	排出事業者	収集運搬業者	処分業者	合計
合計	15	6	0	21

(3) 産業廃棄物処理に係る安全衛生推進事業

株式会社京都環境保全公社の協力を得て、同社会議室において京都労働局の担当職員を講師に招聘して労働災害を防止するための研修会を開催した。また、同社が実施する労働災害防止対策等の実践現場を視察し、労働災害防止意識の高揚を図った。

(4) 災害廃棄物処理協力支援事業

平成 25 年 9 月に気象庁がはじめて「大雨特別警報」を発令した台風 18 号が京都府内の各地に甚大な被害をもたらしたが、京都府と締結した災害支援協定に基づき、協会に対策本部を設置して出動可能会員からなる支援体制を整備し、下表のとおり、支援要請地域に緊急出動した。支援活動に緊急出動した福知山市及び舞鶴市の市街地における被災現場は様々な災害廃棄物が大量に混在する悲惨な状態であったが、支援活動に従事する対策本部員は、培った専門的知識、技能を遺憾なく発揮して、災害廃棄物の分別を徹底して迅速かつ適正に処理し、被災現場の復旧活動に大きな成果を挙げた。

(支援の実績)

区 分	福 知 山 市	舞 鶴 市	船井郡 衛生管理組合	合 計
災害廃棄物処理量	1,270,690kg	1,363,790kg	844,480kg	3,478,960kg
出動車両・重機延台数	495 台	543 台	41 台	1,079 台
分別・破砕作業出動延員数	312 人	340 人	0 人	652 人

また、京都府との間に災害支援協定を締結した支援団体として、平成 25 年 9 月 1 日「山田断層及び若狭湾内断層による直下型地震による大規模災害と高浜原子力発電所で放射性物質の漏洩事故が発生」した想定で宮津運動公園を主会場に開催された京都府総合防災訓練に参加し、展示会場に災害廃棄物を収集運搬する特殊車両を展示するなど、広報活動を展開して災害廃棄物処理に対する期待感を醸成したほか、平成 26 年 3 月 17 日には京都府災害時等応援協定ネットワーク会議に出席し、大規模災害発生時における対応能力の向上と情報の共有化を図った。

(5) 表彰事業

表彰規程に基づき、産業廃棄物の適正処理に寄与した功労者、優良事業者等を表彰するため、理事会で最終決定した功労者表彰 2 名、優良事業所表彰 3 事業所、優良従事者表彰 3 名、協会運営功労表彰 2 名を定時総会会場において表彰するとともに、会報「都」に掲載して行政機関等への広報活動を実施した。

(6) 適正処理推進の広報啓発事業

平成 25 年 11 月 13 日、京都府知事を代表者とする「不法投棄等撲滅京都府民会議総会」に出席し、廃棄物の不法投棄等を撲滅するため府民一人ひとりの気運を盛り上げる府民運動について協議した。

また、平成 25 年 11 月 4 日に開催された「世界の京都・まち美化市民総行動～楽しくきれいを広げよう～京都・まち美化大作戦」に会員 14 社計 94 名が参加し、京都市役所から京都市国際交流会館に至る担当経路の道路上等に投棄されていたごみを回収しながら廃棄物の適正処理を訴える広報活動を実施した。

2 指導教育事業

(1) 調査研究及び普及啓発事業

労働災害を防止するために労働安全衛生規則の一部が改正され解体用機械として鉄骨裁断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機の規制が強化されたことに伴い、会員事業所における産業廃棄物の積み込み等にこれら解体用車両系建設機械の使用実態を調査分析し、安全衛生委員会と一体となり、協会独自の特例講習会実施計画を策定した。

また、協会青年部員及び会員事業所で環境対策に積極的な取組を展開している株式会社カーボテック、浜田化学株式会社京都営業所、伏見クリエイト株式会社、千両松地域エコ協議会（株式会社アダチ、アプナップ株式会社、有限会社エコティック山根商店、株式会社京都環境保全公社、旭興産業株式会社、有限会社千両松、日本ウエスト株式会社、光アスコン株式会社、木材開発株式会社京都工場、株式会社山文、株式会社山本清掃、株式会社友邦、株式会社ランドパワー、和宏産業株式会社）の協力を得て、平成 25 年 12 月 14 日・15 日の 2 日間は京都府に協賛して京都府総合見本市会館で開催した「京都府環境フェスティバル 2013」に、平成 26 年 3 月 8 日には京都市と共催してイオンモール KYOTO で開催した「第 14 回環境フォーラムきょうと」に、取り組んだ成果等を出展し、環境問題を学ぶ普及啓発事業を実施した。

なお、両イベントへの来場者は

「京都環境フェスティバル 2013」は、約 26,000 人

「第 14 回環境フォーラムきょうと」は、約 1,400 人であった。

(2) 相談指導事業

産業廃棄物排出業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの産業廃棄物の処理要領、産業廃棄物処理業の許可申請、委託契約書の作成要領、産業廃棄物管理票の作成要領、廃棄物のリサイクル方法等各種相談に対応し適切な指

導、助言を行った。また、一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センターと協働して産業廃棄物 3 R 情報の提供等を行った。

なお、平成 25 年度中に対応した相談受案件数は、延べ 1,977 件でありその種別は次のとおりである。

相談種類	件数
許可申請等講習会関係	1,594
産業廃棄物処理業者の照会	261
管理票（マニフェスト）関係	18
電子マニフェスト関係	2
委託契約書関係	20
許可取得申請関係	16
適正処理方法関係	25
廃棄物処理法等の解説関係	40
その他	1
合計	1,977

(3) 教育研修事業

産業廃棄物の適正処理を通じて環境の保全及び持続可能な資源循環型社会の形成、産業廃棄物処理業の適正な管理運営、資源循環型社会における産業廃棄物処理業に係る人材の育成に貢献すべく、教育研修の実施日、研修内容、受講申込方法等を広報して、広く産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの受講を募り、初心者等を対象とした産業廃棄物処理実務コース、経営者及び管理者を対象とした経営セミナーなどの教育研修を実施した。

なお、経営セミナーは、当協会の公益社団法人移行記念講演会と位置づけた研修会として開催するとともに、実務者コース、電子マニフェストコース、安全衛生コースは、CPDS 認定研修としての研修会受講メリットの幅を拡げた。

区分・実施日	教育研修内容	受講者数
[実務者コース] ○京都市内会場 平成 25 年 10 月 2 日 (於:京都テルサ)	① 信頼される廃棄物処理業者として今すべきこと	38 名 ・会員 25 名 ・非会員 13 名
	② これだけは知っておきたい廃棄物処理法の基礎	
○舞鶴会場 平成 25 年 10 月 23 日 (於:舞鶴 21)	③ 産業廃棄物処理事務の実務 ～委託契約書、管理票、帳簿～	22 名 ・会員 14 名 ・非会員 8 名

[経営セミナー記念講演] 平成 25 年 11 月 27 日 (於:メルパルク京都)	① これからの産業廃棄物処理の 動向と課題 ② 産業廃棄物の資源循環業の今 後～わが社の経営戦略～	58 名 ・会員 50 名 ・非会員 8 名
[電子マニフェストコース] 平成 25 年 10 月 25 日 (於:パソコン総合カレッジ noa 京都校)	① 電子マニフェストの実務 ～入力方法等について～	9 名 ・会員 5 名 ・非会員 4 名

第 3 相互扶助事業

1 許可申請等講習会への支援事業

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが京都 JA 会館において開催する産業廃棄物処理業許可及び更新許可に係る申請者等を対象に実施する受講申請の受理及び講習会場の設営の支援事業を実施した。

なお、許可申請等講習会への受講者数は延べ 1,476 人であった。

区 分		実 施 日	受講者数
新 規	収集運搬業	平成 25 年 5 月 9 日～10 日	150
		平成 25 年 9 月 12 日～13 日	87
		平成 26 年 1 月 28 日～29 日	146
	処分業	平成 26 年 3 月 4 日～7 日	122
更 新	収集運搬業	平成 25 年 5 月 16 日	149
		平成 25 年 8 月 29 日	147
		平成 25 年 12 月 4 日	111
		平成 26 年 2 月 13 日	128
	処分業	平成 25 年 10 月 29 日～30 日	67
特別管理産業廃棄物 管理責任者		平成 25 年 5 月 17 日	73
		平成 25 年 8 月 30 日	109
		平成 25 年 12 月 5 日	101
		平成 26 年 2 月 14 日	86
合 計		13 回	延べ 1,476 人

2 組織強化事業

(1) 会員への支援活動

京都府知事及び京都市長から産業廃棄物処理業の許可を取得している会員に対し許可期限の通知を行ったほか、公益財団法人日本産業廃棄物振興センターが実施する更新許可に係る講習会への迅速な受講手続きを行った。また、会

員が取得する許可内容を随時更新してホームページで広報するとともに、産業廃棄物排出事業者から 261 件に及ぶ処理委託先照会に対し産業廃棄物の種類に応じて会員事業所を教示、斡旋した。

また、車両系建設機械（解体用）の 3 機種 of 運転に必要な資格を取得するための特例講習が経過措置として設けられたことを受け、安全衛生委員会の事業として会員が率先して資格を取得するため、協会主催の特例講習を京都市内と福知山市内で開講し、会員 17 社 60 名が資格を取得した。

(2) 経営事項審査（経審）に係る証明書の発行

災害廃棄物協力支援事業に資機材及び出動人員を提供する予定の会員が、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づき、経営事項審査を受ける場合に、同審査において社会性等の評価点として加点となる証明書を 14 件発行し会員の事業活動を支援した。

(3) 会報「都」の発行

会員の身近な情報機関誌として、第 1 回定時総会の報告、行政関係の情報、許可更新等講習会の開催日程、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法、教育研修会の開催、行政当局と連携した環境展等の開催状況、労働安全衛生特集、青年部の活動等を掲載した会報「都」を年 2 回発行した。

(4) 京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続条例の周知

平成 26 年 3 月 14 日に公示された「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例の概要」を会員に周知した。

(5) 会員証の発行

産業廃棄物の適正処理推進事業、産業廃棄物の適正処理に係る調査研究及び教育研修事業等を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを推進し、不特定多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業を主たる目的とする社会的信頼の高い事業を展開する協会の会員であることを証する会員証を作成し、会員に交付した。

(6) 青年部の育成

産業廃棄物処理業界の次代を担う人材を育成するため、公益社団法人全国産業廃棄物連合会青年部協議会等と連携し産業廃棄物処理に係る知識の向上を図る青年部の活動を積極的に支援した。

青年部は、京都市と共催した「第 14 回環境フォーラムきょうと」に参画して来場者を対象に「さんばい分別ゲーム」を実施して産業廃棄物のリサイクル

について分かりやすく啓発し広報活動を実施した。また、京都府担当職員とNPO法人KES環境機構役員を講師に迎え「優良産廃処理業者認定制度」の研修会を開催して制度の意義や申請方法などを習得した。

第4 関係機関との連携強化

1 行政機関との連携

(1) 三者合同会議の開催

平成26年3月24日、京都府会議室において京都府及び京都市の担当者との三者合同会議を開催した。協会からは「災害支援対策の連携強化」「協会の諸事業に対する支援要請」「建築物の解体時における残置物の取扱い」の3点について提起や要望を行い協議した。また、京都府、京都市からそれぞれ施策の説明があり情報の共有を図った。

(2) 京都マラソン2014の成功に向けた啓発活動と寄附金贈呈

京都市からの要請を受け、寄附金付き啓発用横断幕の購入を各会員に呼びかけ、横断幕購入会員各社をして産業廃棄物収集運搬車に装着して2か月間、マラソン開催日やノーマイカーデーの啓発を行った。

なお、寄附金については、平成25年12月17日の告知車両出発式において当協会会長から京都市長に贈呈した。

(3) 教育研修への講師招聘

当協会が行う教育研修に行政当局担当者を講師として招聘し、教育研修受講者を対象とした知識・能力の向上を図った。

2 公益社団法人全国産業廃棄物連合会との連携

(1) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会の役員として活動

当協会会長が公益社団法人全国産業廃棄物連合会の理事に就任し同連合会の業務を執行した。また、同連合会が設置した建設廃棄物部会運営委員会副部会長及び同部会混合廃棄物分科会座長として「建築物の解体時の残置物の取扱い」に係る処理方針など、建設系産業廃棄物処理に係る問題点を取り纏めて同連合会を通じた改善対策等に寄与した。

(2) 産業廃棄物処理に係る国政情報の迅速な収集

改正廃棄物処理法施行後の状況、環境関係法令の改正及び運用、環境配慮契約法基本方針改正、震災廃棄物処理の現状、残置ごみ問題、移動式産業廃棄物処理の基準設定、解体用車両系建設機械の安全規制等国の動向について随時

迅速な情報の提供を受け事業に反映させた。

(3) 近畿地域協議会の開催

公益社団法人全国産業廃棄物連合会に所属する近畿地域協議会に役員等が出席（平成 25 年度中 3 回開催）し、環境配慮契約法を巡る動向、建設系リサイクル製品の問題、災害廃棄物処理の現状等について意見交換するなど、産業廃棄物処理業界に係る情報の共有化を図った。

第 5 役員及び委員会の活動

1 常任理事会及び理事会の開催

協会事業の重要案件を協議するため、常任理事会を開催して処理方針を決定し理事会に報告したほか、平成 25 年度から事業計画を効率的に運営するため、奇数月の第三火曜日を理事会開催日と定め、公益社団法人移行後の初年度として、行政当局との連携、災害廃棄物処理支援、教育研修の実施、産業廃棄物の減量・リサイクルの促進、入会会員及び表彰候補者の決定等について審議し、協会事業の活動方針を決定した。

2 委員会の活動

(1) 総務委員会の活動

事業計画の検証と推進、財務管理、公益法人認定基準を満たす事業活動の推進、被表彰者の選考等について協議し、事業計画に基づく協会事業を効率的に推進した。

(2) 相談指導委員会

産業廃棄物の適正処理に関する様々な相談に対応するとともに減量・リサイクル情報の提供を図った。

(3) 教育研修委員会

公益社団法人移行記念講演会の開催等、平成 25 年度中に実施する研修会事業計画等について協議し、産業廃棄物処理業に係るより一層の知識、能力の向上を図るため、受講者の要望に対応した教育研修を実施した。

(4) 適正処理推進委員会の活動

平成 25 年度「不適正処理防止パトロール実施要領」に基づき、適正処理推進委員会委員を 7 箇班に編成して全員参加による不適正処理防止パトロールを年 2 回実施し、発見した不法投棄及び野焼き行為等の不適正事案を記録化して行政当局に情報提供したほか、行政当局による情報提供事案への対応結果

を検証して適正処理推進事業に反映させた。

(5) 安全衛生委員会の活動

労働安全衛生に関する研修会を開催したほか、車両系建設機械（解体用）の特例講習を協会独自で開講し、資格付与と労働災害防止の向上を図った。

(6) 災害支援対策委員会

台風 18 号の被災地から支援要請を受け、災害廃棄物処理協力支援活動を実施して災害復旧に成果を挙げた。

また、災害廃棄物処理への協力支援を円滑に実施するため会員が保有する出動可能な資機材及び人員の支援体制を調査整備するとともに、京都府が宮津運動公園を主会場に開催した京都府総合防災訓練に参加し、広報活動及び有事における対応能力の向上を図った。

(7) 広報委員会

京都府に協賛する「京都環境フェスティバル 2013」、京都市と共催する「第 14 回環境フォーラムきょうと」を成功裏に開催するため、出展準備の検討を行ったほか、産業廃棄物処理業界における諸問題等適正な廃棄物処理業を推進するため、会員事業者が取り組む好事例を掲載する記事の在り方等について検討するなど、会員事業所における業務管理及び教育の推進に資する会報「都」の発行に努めた。

第 6 その他活動

1 環境関係団体等への参画

協会事業や産業廃棄物処理業界への理解及び廃棄物適正処理の推進を図るため、不法投棄等撲滅京都府民会議、京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会、京都市産業廃棄物 3R 推進協議会に担当者を派遣したほか、一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センターの役員に会長が就任して諸活動を展開し、産業廃棄物適正処理の推進に貢献した。

2 平成 25 年台風 18 号による被災地への支援活動

台風 18 号により被災された方々や被災地の一日も早い復興を願い支援するため多くの会員から寄せられた義援金総額 668,008 円を日本赤十字社に寄託、支援した。

3 チャリティゴルフコンペの開催

平成25年6月に会員等30名の参加を得てチャリティゴルフコンペを開催し、会員相互の親睦を図った。

なお、チャリティゴルフコンペチャリティ寄附金は公益財団法人京都新聞社社会福祉事業団に寄附した。

4 協会開設ホームページの更新

トップページに新着情報を掲載するとともに、各種フォルダに掲出する関連情報を項目別に整理して利用者への利便性を図った。